特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	介護保険法関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

勝央町は、介護保険法関連事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	介護保険法関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、あわせて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県勝央町長

公表日

令和8年10月13日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法関連事務
②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ・申請は窓口・郵送のほか、サービス検索・電子申請機能からも受け付ける。サービス検索・電子申請機能から申請された電子申請データは申請管理システムを使用して基幹システムに取り込む。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する特定個人情報を符号を用いて各情報保有機関と相互に照会、提供する。
③システムの名称	介護保険システム、徴収管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
(1)介護保険資格情報ファイル (2)介護保険賦課・収滞納情報ファイル (3)介護保険給付情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表　68項 平成26年内閣府・総務省令第5号第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43.46,56の2,58,61,62,80,81,83,87,90,94,95,97,108,109,120項 【情報照会】93,94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2,3,4,5,6,7,10,12の3,15,19,22の2,24の2,25,25の2,30,31の2の2,32,33,43,43の2,44,44の4,49,55,55の2,59の3条 【情報照会】46,47条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部
②所属長の役職名	健康福祉部参事
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部　岡山県勝田郡勝央町平242-1　℡0868-38-7102
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部　岡山県勝田郡勝央町勝間田201　℡0868-38-3111
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月13日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月13日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受けた場合は必ず真正性確認を行う。 申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報の使用を原則とする。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む情報については、保管、廃棄等、取扱いのルールを定めている。 また、特定個人情報の重要性や取扱いについて定期的に周知することで人為的なミスが発生するリスクへの対策をしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	表紙／評価実施機関名	勝央町	岡山県勝央町長	事後	
令和1年6月20日	表紙／公表日	2015/5/26	2019/6/25	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供】1,2,3,4,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,117,120項 【情報照会】93,94項	番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供】1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,83,87,90,94,95,108項 【情報照会】93,94項	事後	別表第二の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に介護保険に関する情報が含まれる項
令和1年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2015/1/22	2019/4/1	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2015/2/20	2019/4/1	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ　リスク対策	－	（新規追加項目）	事後	様式の変更によるもの
	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供】1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,83,87,90,94,95,108項 【情報照会】93,94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2,3,6,19,25,30,32,3343,44,47条 【情報照会】46,47条	番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43.46,56の 2,58,61,62,80,81,83,87,90,94,95,97,108,109,120項 【情報照会】93,94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2,3,4,5,6,7,10,12の3,15,19,22の2,24の2,25,25の2,30,31の2の2,32,33,43,43の2,44,44の4,49,55,55の2,59の3条 【情報照会】46,47条	事後	
	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2022/8/1	事後	
	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2022/8/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	・申請については、窓口・郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行う。サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データは申請管理システムにより基幹システムに取り込む。	事後	
	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合行政システム　中間サーバー	総合行政システム　中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和8年3月1日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第31の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条の2	番号法第9条第1項、別表31の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条の2		
令和8年3月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二48・50の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48・50の項		
令和8年3月1日	Ⅳ　リスク対策 8. 人手を介在させる作業	－	十分である 【判断の根拠】 申請者からマイナンバーの提供を受けた場合は必ず真正性確認を行う。 申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報の使用を原則とする。		
令和8年3月1日	Ⅳ　リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 【判断の根拠】 特定個人情報を含む情報については、保管、廃棄等、取扱いのルールを定めている。 また、特定個人情報の重要性や取扱いについて定期的に周知することで人為的なミスが発生するリスクへの対策をしている。		
令和8年3月1日	表紙／公表日	2023/4/19	2026/3/1	事後	
令和8年10月13日	表紙／公表日	2026/3/1	2026/10/13		地方公共団体情報システムの標準化による
令和8年10月13日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2022/8/1	2026/10/13		地方公共団体情報システムの標準化による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月13日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	2022/8/1	2026/10/13		地方公共団体情報システムの標準化による